
資料編

資料1 茅ヶ崎市環境基本条例

資料2 茅ヶ崎市環境基本計画の改定について(諮問)

資料3 茅ヶ崎市環境基本計画の改定について(答申)

資料4 茅ヶ崎市環境審議会委員名簿

資料5 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議委員名簿

資料6 茅ヶ崎市環境審議会における検討の経緯

資料7 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議における検討の経緯

資料8 「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)(案)」についての
パブリックコメント実施結果

資料9 用語集

資料 1

茅ヶ崎市環境基本条例

平成08年09月27日 条例第25号

私たちのまち茅ヶ崎は、南に相模湾を望み、北には緑豊かな自然に恵まれた丘陵や谷があり、四季を通じて温暖な気候の中で、古くから人々が心からやすらぐことができる暮らしやすいまちとして発展してきた。

しかしながら、人口集中による都市化が進行した結果、身近な自然環境が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁などの都市生活型環境問題が進行している。さらに、私たちは、物質的豊かさの恩恵を受けて、便利で快適な生活を享受している一方、環境問題は地球的な規模にまで拡大し、将来の世代にまで影響を及ぼし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

私たちは、地球環境保全が人類共通の課題であることを認識して、豊かな自然環境を保全するとともに、資源の浪費につながる生活様式や社会経済活動を見直していかなければならない。

もとより、私たちは健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

このような認識を踏まえて、自然と人との豊かなふれあいが保たれる環境の保全及び創造をすべての人が推進するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、市

民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との

豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境への優先的配慮を前提とした総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組みとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組みとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理

念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら取り組みとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(環境施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 豊かな自然の恵みを享受するため、海岸、川、森林、農地等における多様な自然環境を適正に保全していくこと。

(3) うるおいとやすらぎのある都市環境を創造するため、緑や水系を生かした利用者に優しい都市施設の整備、良好な都市景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用、自然災害に強い安全で快適なまちづくり等を総合的かつ計画的に図ること。

(4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。

(5) 地球環境保全を推進するため、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全に関する施策の推進に努めること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、茅ヶ崎市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平10条例45・一部改正)

(行動指針の策定等)

第10条 市は、基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に資するよう行動するための指針を定めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項の指針に基づいて行動するものとする。

(総合的調整)

第11条 市は、環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境に関する市の主要な施策又は方針の立案に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項

(茅ヶ崎市環境調整会議)

第12条 前条に規定する総合的調整を行うため、茅ヶ崎市環境調整会議(以下「調

整会議」という。)を置く。

2 調整会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図るものとする。

(市民等の活動への支援)

第15条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 市は、環境施策を適正に実施し、及び環境の状況の把握をするために必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第19条 市は、環境施策に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境施策の報告)

第20条 市長は、基本計画の適正な進捗管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(平10条例45・旧第21条繰上)

(市民等の意見)

第21条 市民等は、報告書が公表された日から市長が定める日までに、報告書について市長に意見書を提出することができる。

(平10条例45・旧第22条繰上)

(審議会の意見等)

第22条 市長は、前条に規定する市長が定める日後、速やかに報告書について審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を審議会に提出するものとする。

3 市長は、報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平10条例45・旧第23条繰上)

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平10条例45・旧第24条繰上)

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条、第20条及び次項の規定は、平成8年10月1日から施行する。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

3 茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和49年茅ヶ崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成10年条例第45号)抄

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

資料 2

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）

21 茅環政第15号

平成21年6月8日

茅ヶ崎市環境審議会
会長 鬼頭 秀一 様

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市附属機関設置条例第2条別表茅ヶ崎市環境審議会の項の規定により諮問します。

1 諮問事項

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について

2 諮問理由

茅ヶ崎市環境基本計画（改定版）（以下「基本計画」という。）は、平成15（2003）年3月の改定から6年を経過し、その間ますます都市化が進行し、身近な自然環境の減少、さらに、地球温暖化に対する広域的な環境問題は、将来の世代にまで影響を及ぼし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っています。また、社会経済情勢も大きく変化しています。

このような中、基本計画の改定にあたり、目標や施策の体系を再構築するとともに、市民・事業者・市の三者の実効性のある取組みのあり方や、成果指標の明確化と計画の進行管理のしくみの構築など、計画を見直し、内容の充実と実行可能性を高める必要があるため。

資料 3

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）

平成22年10月12日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市環境審議会
会長 鬼頭 秀一

茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）

平成21年6月8日付け21茅環政第15号で諮問のありました標記のことについては、次のように答申いたします。

環境基本計画の改定に当たっては、公募市民を含む15名からなる茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議が設置されました。この市民会議において、目指すべき環境の将来像、重点施策、計画の推進体制、進行管理の仕組みや市民協働のあり方などについて議論を重ねていただき、環境審議会と連携を図りながら、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」（案）としてとりまとめていただきました。

この市民会議では、合計15回にも及ぶ全体会議のほか、自然環境分科会、生活環境分科会の二つの分科会を設置し、詳細にわたる集中的な議論を行っていただきました。また、数多くの自主的な個別会合も開き、多大な労力、時間を費やして草案を練り上げていただきました。さらに、草案に対する環境審議会の意見等を参考に、庁内関係各課との意見交換、調整を経て全体的な統一性にも配慮してとりまとめていただきました。

今回の計画改定に当たっては、実効性のある計画にするため、関係各課との調整には特に留意しました。重点施策については、環境審議会会長が座長を務め、関係各課及び市民会議と、一言一句、詳細に、長時間にわたって十分な調整を行い合意を図りました。

環境審議会では、9回にわたって、市民会議の議論や庁内の検討結果、調整の内容など詳細に検討し、最終的な調整を行いました。

今回の改定における大きな課題は、前回改訂された環境基本計画を実施していく中で十分に機能していなかった重要な点の解消でした。重点施策において、特に重要度が高い「コア地域」の里山や農地などの保全が十分にできていないことだけでなく、全体の進行管理のあり方にも大きな問題があり、計画自体も実効性のある形に精査されていませんでした。

そのため、環境審議会では、計画の実効性を高める進行管理のあり方について大きく踏み込んでさまざまな試行を繰り返してきました。この過程を踏まえ、今回の改定では、これまで環境審議会が取り組んできたさまざまな試みを具体的で整合的な形にしていくことに配慮しました。

計画の進行管理の面では、施策の進捗を示す指標と目標水準について、より明確にするように努めました。目標水準に対する進捗度合いをチェックし、施策が進まない場合には、状況を早期に把握し、必要な軌道修正をはかり、その結果を次年度以降の取り組みや予算措置に反映させることが重要であることから、今回は特にその点を重点的に整備しました。

さらに、進行管理のあり方を整備する中で、重点施策と一般施策の関係も見直し、一般施策を「重点施策を支え、補完する施策」として位置づけるように再編成しました。これにより、一層、重点施策の意味が高まり、一般施策との関係が統合的に見えるようになり、選択と集中によって、より実効性のある計画となったと考えております。

さて、前回の改訂から現在に至るまで、国の環境政策にいくつかの動きがありました。特に、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すことが提示されました。その中でも、リオ・デ・ジャネイロの地球サミットで採択された二つの国際条約である、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」に基づき取り組むべき、地球温暖化対策と生物多様性保全は、国際的にもますます重要な課題として認識され、国だけでなく、地方自治体での積極的な取組が求められるようになりました。

特に近年、生物多様性の保全の重要性が認識されるようになり、量だけでなく、「みどり」の質に大きな注目が集まり、茅ヶ崎市で先進的な市民参加調査によって作られた自然環境評価マップのコア地域の保全が大きく注目されるようになりました。今回の改定に当たっても、前回の改訂では十分に進捗が見られなかったこの領域で、より実効性のある仕組みと法的な施策として盛り込みました。

また、地球温暖化対策は、国の基本的な社会的仕組みが変わらないと出来ないことも多く、必ずしも地方自治体が個別に取り組むことだけで解決できるものでなく、国内外のすべての市民・事業者が実施可能なことを積み重ねて行くことが必要な課題です。今回の改定案におきましても、社会教育や学校教育などを通じたさまざまな社会的な啓発にかかわる施策を盛り込み、全般的な関心を高め、それぞれの主体が必要な行動、取組につながることを期待しています。

最後に、本計画がより明確な形で推進され、かつ適切な進行管理が行われるよう、庁内のプロジェクトチームを設置するなど、より弾力的で、機動力を発揮できるような運用体制を整備しました。

進行管理における、市民協働の仕組みづくりが大きな課題ですが、推進体制のみならず、進行を点検し評価する段階で、市民による点検、評価を制度的に位置づけることが重要と考えられることから、市民によるモニタリング制度を新たに採用しました。試行的には、市民参加での自然環境調査により自然環境評価マップを作成した茅ヶ崎市の先進性を生かし、コア地域における生物の指標種のモニタリングを行うほか、家庭におけるエネルギー消費量のモニタリングも大きな意味があると思います。この「市民によるモニタリング」に、市民自身による評価を加えて、年次報告書に盛り込むことで、市民と行政の協働にさらに一歩、新たな地歩を進めることができるのではないかと考えております。

以上、特に留意した点に関して述べましたが、今回の改定案は、多くの市民が参加して作り上げただけでなく、関係各課との十分な意見交換の中で、政策的にも実現可能な形に整備されたと考えております。その過程の中で、関係各課の担当責任者が、市民会議委員の意見の背景にあると思われる市民の期待に応えようと、具体的な施策展開に踏み込んで計画に書き込むことを提案いただいたことは大変意義深いことであつたと思います。市民会議委員と関係各課の担当者の熱い思いを、十分に受け止めていただき、市が実効性のある画期的で新しい環境基本計画を策定し、実際に計画を実行し、適切な進行管理を行っていただけることを切望しています。

以 上

資料 4

茅ヶ崎市環境審議会委員名簿

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
◎鬼頭 秀一	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
○村中 恵子	環境市民会議「ちがさきエコワーク」自然環境部会
小池 文人	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
山田 修嗣	文教大学国際学部 准教授
中尾 寛	茅ヶ崎市議会環境厚生常任委員会 委員長
大津 保男	神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部長
矢野 藤昭	茅ヶ崎市自治会連絡協議会 会長
鈴木 邦子	茅ヶ崎市消費者団体連絡会 書記
鈴木 幹雄	さがみ農業協同組合 茅ヶ崎地区運営副委員長
井出 邦康	公募の委員
佐藤 健明	公募の委員
菅野 秀男	公募の委員
山下 卓朗	公募の委員

◎は会長、○は副会長

※平成22年（2010年）10月12日（資料3提出時）時点

資料 5

茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議委員名簿

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
◎村中 恵子	学識経験を有するもの
安斎 洋太郎	公募
池田 尚子	公募
石井 君江	公募
伊藤 誠	公募
小山 稔	公募
小山田 眞一	公募
藏前 かづえ	公募
佐々木 晴修	公募
高橋 一紀	公募
丹沢 久子	公募
中川 四郎	公募
西澤 良春	公募
濱田 征	公募
濱村 高登	公募

◎は座長

資料 6

茅ヶ崎市環境審議会における検討の経緯

(※ 環境基本計画改定に関する審議が行われた回のみ掲載しています。)

〈平成21年度〉

第1回茅ヶ崎市環境審議会

平成21年6月8日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画の改定について(諮問)
2. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成20年版)に対する答申について(報告)
3. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成21年版)表記形式の変更点について(案)
4. その他

第3回茅ヶ崎市環境審議会

平成21年9月14日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成21年版)(案)について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書広報特集号(案)について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議の進捗状況について
4. その他

第4回茅ヶ崎市環境審議会

平成21年11月24日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議のこれまでの検討状況について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画の将来像について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
4. その他

第6回茅ヶ崎市環境審議会

平成22年2月2日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書答申案について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議の検討状況について
3. その他

第7回茅ヶ崎市環境審議会

平成22年3月15日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書答申について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議の検討状況について
3. その他

〈平成22年度〉

第1回茅ヶ崎市環境審議会

平成22年5月31日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成21年版)に対する答申について(報告)
2. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議の進捗状況について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成22年版)重点施策ページの改善案について
4. 広報ちがさき環境基本計画年次報告書特集号について
5. その他

第2回茅ヶ崎市環境審議会

平成22年8月18日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成22年版)重点施策(案)について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書広報特集号(案)について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議の進捗状況について
4. その他

第3回茅ヶ崎市環境審議会

平成22年9月9日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画改定についての諮問に対する答申について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成21年版)に対する答申への回答について
3. その他

第4回茅ヶ崎市環境審議会

平成22年9月21日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画改定についての諮問に対する答申について
2. その他

第5回茅ヶ崎市環境審議会

平成22年10月12日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画改定についての諮問に対する答申について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書広報特集号(案)について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(平成22年版)(案)について
4. その他

資料 7

茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議における 検討の経緯

〈平成21年度〉

第1回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成21年6月8日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議委員への委嘱について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画改定について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議座長の選出について
4. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議の今後の進め方について

第2回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成21年6月29日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議の今後の進め方について
2. その他

第3回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成21年7月18日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議分科会について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画の将来像について
3. その他

生活環境分科会(第1回)

平成21年7月18日

議題：重点施策について

自然環境分科会(第1回)

平成21年7月18日

議題：重点施策について

生活環境分科会(第2回)

平成21年8月22日

議題：重点施策について

自然環境分科会(第2回)

平成21年8月22日

議題：重点施策について

生活環境分科会(第3回)

平成21年9月12日

議題：重点施策について

自然環境分科会(第3回)

平成21年9月12日

議題：重点施策について

第4回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成21年9月26日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画の将来像について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画一般施策について
4. その他

生活環境分科会(第4回)

平成21年10月10日

議題：重点施策について

自然環境分科会(第4回)

平成21年10月10日

議題：重点施策について

第5回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成21年11月17日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
2. その他

第6回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成21年12月22日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画将来像について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
3. その他

第7回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年1月25日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画将来像について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
3. その他

第8回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年2月22日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画将来像について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
3. その他

第9回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年3月16日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画将来像について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
3. その他

〈平成22年度〉

第10回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年4月19日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画進行管理・進行体制について
3. その他

第11回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年5月19日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画重点施策について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画目標・指標について
3. 茅ヶ崎市環境基本計画推進体制・進行管理について
4. 茅ヶ崎市環境基本計画全体構成について
5. 茅ヶ崎市環境基本計画一般施策について
6. その他

第1回意見交換会

平成22年6月4日

議題：

1. 重点施策について（農業水産課）

第2回意見交換会

平成22年6月9日

議題：

1. 重点施策について（景観みどり課）

第3回意見交換会

平成22年6月17日

議題：

1. 重点施策について（資源循環課）
2. 重点施策について（環境政策課）

第4回意見交換会

平成22年6月18日

議題：

1. 重点施策について（景観みどり課）

第12回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年6月22日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画第4章（案）について
2. その他

第5回意見交換会

平成22年7月13日

議題：

1. 重点テーマ1について(企画経営課・広域事業政策課・農業水産課・環境政策課・
景観みどり課・教育政策課・青少年課・下水道河川建設課・社会教育課)
2. 重点テーマ2について(景観みどり課)
3. 重点テーマ3について(農業水産課・資源循環課・景観みどり課・学務課)
4. 重点テーマ4について(職員課・社会教育課・環境政策課)
5. 重点テーマ5について(環境政策課)

第13回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年7月29日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画第4章(案)について
2. 茅ヶ崎市環境基本計画第5章(案)について
3. その他

第14回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年8月5日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画(案)について
2. その他

第15回茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議

平成22年9月18日

議題：

1. 茅ヶ崎市環境基本計画(案)について(報告)
2. その他

資料 8

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）（案）」 についてのパブリックコメント実施結果

■パブリックコメント実施結果の概要

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）（案）」については、下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

- 1 募集期間 平成22年11月18日（木）～ 平成22年12月17日（金）
- 2 意見の件数 93件
- 3 意見提出者数 14人
- 4 内容別の意見件数

項 目	件 数
茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）（案）全般に関するご意見	3件
第1章 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に関するご意見	0件
第2章 茅ヶ崎市の環境の現況に関するご意見	12件
第3章 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）が目指すものに関するご意見	1件
第4章 目指すべき環境の将来像を実現するための施策に関するご意見	55件
第5章 計画の確実な推進のためにに関するご意見	7件
その他のご意見	15件
合 計	93件

※ はパブリックコメントの結果を受けて一部修正を加えた項目です。

■パブリックコメントの実施結果による修正箇所新旧対照表

パブリックコメントの結果を受けて修正を行った箇所は、下記のとおりです。なお、表中の修正前のページ番号は、パブリックコメント実施時の案におけるページ番号を示しています。

修正後	修正前
【42ページ 清水谷13行目】 ・・・清水谷・市民の森 <u>周辺</u> の <u>自然環境</u> の保全を掲げており・・・	【42ページ 清水谷10行目】 ・・・清水谷と市民の森の <u>一体的な保全・活用</u> を掲げており・・・

修正後	修正前
【46ページ 柳谷5行目】 ・・・谷戸の規模が比較的大きく残されており、 <u>富士山を望める良好な里山景観が関東の富士見百景に選定されております。また、家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地も残されています。</u> ・・・	【45ページ 柳谷3行目】 ・・・谷戸の規模が比較的大きいことから、 <u>良好な里山景観やまとまりのある樹林地も残されています。</u> ・・・

修正後	修正前
【46ページ 重点施策⑪】 このまま ⑪家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の <u>良好な里山景観</u> を保全していきます。	【46ページ 重点施策⑪】 ⑪家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地や <u>茅ヶ崎らしい景観</u> を保全していきます。

修正後	修正前
【62ページ 施策番号42】 ・・・また、「 <u>茅ヶ崎市</u> 中海岸侵食対策協議会」と連携し、具体的な事業の推進を県に働きかけます。	【61ページ 施策番号42】 ・・・また、「 <u> </u> 中海岸侵食対策協議会」と連携し、具体的な事業の推進を県に働きかけます。

修正後	修正前
【62ページ 施策番号42】 <u>海岸植生の修復への取組回数及び海岸侵食防止対策における養浜量</u>	【61ページ 施策番号42】 海浜植生・侵食の修復への取組回数

修正後	修正前
【66ページ 1行目】 重点施策に挙げた4Rの推進に向けた取組と平行して、 <u>不用品登録制度等の</u> ・・・	【65ページ 1行目】 重点施策に挙げた4Rの推進に向けた取組と平行して、 <u>不要品登録制度等の</u> ・・・

修正後	修正前
【67ページ 施策番号52】 不適正排出件数	【66ページ 施策番号52】 環境指導員数

修正後	修正前
【68ページ 施策番号56】 不法投棄件数	【66ページ 施策番号56】 パトロール日数

修正後	修正前
【68ページ 施策番号58】 「地区清掃」の推進及び自治会や市民活動団体が行 う美化広報事業（啓発用立て看板の設置等）・美化 運動推進のための花いっぱい運動・美化清掃事業 に対する_____補助を引き続き実施し ます。また、海岸美化のため「美化キャンペー ンクリーン茅ヶ崎」を引き続き実施します。	【66ページ 施策番号58】 「地区清掃」の推進及び_____ __美化広報事業（啓発用立て看板の設置等）・美化 運動推進のための花いっぱい運動、美化清掃事業 に対する自治会や市民活動団体への補助を引き続 き実施します。また、海岸美化のため「美化キャ ンペークリーン茅ヶ崎」を引き続き実施します。

修正後	修正前
【78ページ 施策番号80】 歩行者、自転車等の安全性の向上を図る歩道整備 を実施することにより、自動車依存から徒歩、自 転車での移動への転換を促します。また、植樹帯 の設置や道路整備後の残地を活かしたポケット パーク設置等、緑化にも努めていきます。	【76ページ 施策番号80】 歩行者、自転車等の安全性の向上を図る歩道整備 を実施することにより、自動車依存から徒歩、自 転車での移動への転換を促します。また、ポケッ トパークや植樹等、緑化にも努めていきます。

修正後	修正前
【91ページ 環境政策課4行目】 ・・・取りまとめるとともに・・・	【89ページ 環境政策課4行目】 ・・・とりまとめるとともに・・・

【あ】

ISO14001

環境マネジメントシステムの国際規格。茅ヶ崎市役所では平成17年(2005年)3月に認証を取得しましたが、より効果を上げられる独自の仕組みを構築するため、平成21年度(2009年度)をもってISO14001の認証登録を返上し、自己宣言へ移行した後、平成22年度(2010年度)に独自システムを構築しました。

生垣奨励・危険ブロック塀等改修の助成制度

安全で緑豊かなまちづくりのため、生け垣の築造に対する工事費の一部を助成する制度です。

援農ボランティア制度

援農ボランティアとして登録した市民が、農業者の不足を感じている農家で、農作業の手伝いを通して農業技術の習得や健康増進等の余暇の充実を図っていく制度です。

【か】

環境市民会議「ちがさきエコワーク」

環境の保全及び創造に向けて、多くの市民・事業者の参加と協働により環境に配慮した日常生活や事業活動を広げていくことを目的にした市民活動団体です。

環境保全型農業

農業の持つ自然循環機能を活かし、農産物

の生産性との調和等に留意しながら、たい肥等有機質資材及び有機質肥料による土づくりと合理的な作付体系を基本に、化学肥料や農薬の適正な使用、節減等により環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業のことです。

帰化植物

本来自生していなかった植物で、人為的な導入や偶発的な移入により、侵入・定着したものです。

経営耕地面積

農家が経営する耕地(田、畑及び樹林地)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入地)の合計面積です。貸し付けている耕地と耕作放棄地は除きます。

光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)などが、太陽光線によって光化学反応をおこすことにより生成される大気汚染物質です。これらの汚染物質が霧状に滞留した状態を光化学スモッグと呼びます。

高効率給湯システム

ヒートポンプや熱回収を利用した、給湯に要するエネルギー効率が高いシステムです。

「ごみ減量・リサイクル推進店」制度

容器・包装類を減らすため、市民と販売店と市が相互に協力しながら簡易包装の推進とごみの減量・リサイクルに積極的に取り組むため、平成7年(1995年)10月より導入した制度です。

【さ】

指定管理者

公の施設の管理・運営を行う主体として、地方公共団体が期間を定めて指定する団体です。

新エネルギー

「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーであり、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用及びバイオマス燃料製造の10種類が指定されています。

準絶滅危惧種

「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」に記載された茅ヶ崎版レッドデータリスト掲載種の分類のひとつで、すぐに絶滅は考えられないが、絶滅が心配される種です。

省エネナビ

現在のエネルギー消費量を金額やCO₂排出量で知らせるとともに、利用者自身が決めた省エネ目標を超えるとお知らせし、利

用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器です。

水害防備保安林

洪水時に、氾濫する水の流れを弱め、漂流物による被害を防ぐため、知事によって指定される森林です。

スクールエコアクション(学校版EMS)

学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるように、学校自らの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいくものです。

生物多様性

生物多様性とは、すべての生き物の「個性」と「つながり」であり、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の3つのレベルがあります。生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。

生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」では、「都道府県及び市町村は、(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」と規定されています(第13条)。

絶滅危惧種

「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」に記載された茅ヶ崎版レッドデータリスト

掲載種の分類のひとつで、近い将来(10～20年後)絶滅が心配される種です。この中には、1カ所しか確認されていないもの、個体数が極端に少ないもの等も含まれます。

絶滅種

「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」に記載された茅ヶ崎版レッドデータリスト掲載種の分類のひとつで、過去には確認されていたが、今現在確認されない種です。

【た】

ちがさきエコシート

(茅ヶ崎市環境家計簿)

毎月の電気・ガス・水道などの検針票や領収書から、エネルギーの使用実績を記載し、家庭・事業所からの二酸化炭素排出量や取り組みによる削減量を算出し、市へ報告していただくものです。二酸化炭素の排出量を減らす行動により、地球温暖化防止につながります。

ちがさき自転車プラン・アクション22

「ちがさき自転車プラン」を市民と市が協働して推進するため、平成18年(2006年)8月に発足した組織です。

冬期湛水

稲刈りが終わった水田に冬期も水をはる農法のこと。水田の雑草の抑草効果や生物多様性を高める効果があります。

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度は、「都市緑地法」

に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。

トップランナー機器

現在市場で販売されている商品の中で最もエネルギー効率が高い機器です。

【な】

二酸化窒素(NO₂)

石油や石炭を高温で燃やした時に発生します。自動車や工場等が主な発生源となっています。鼻やのどに刺激的に作用し、呼吸器系統に障害を与えることがあります。

【は】

バイオガス化

回収した生ごみ等のバイオマスをメタン発酵させ、その過程で発生するバイオガスをエネルギーとして活用する方法です。

BOD

水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となります。

不用品登録制度

現状使用可能な生活用品をゆずりたい人、ゆずって欲しい人が登録し、不用品を有効活用する制度です。

【ま】

みどり

「茅ヶ崎市みどりの基本計画」(平成21年(2009年)6月策定)においては、「みどり」を樹林、農地、水辺、海岸の植生、開放水面、住宅地の庭園などの物理的・空間的機能や効果だけではなく、良好な景観、歴史・風土及び生活文化の形成や人々の満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を含む概念として捉え、ひらがなの「みどり」と表現しています。

みどり審議会

みどりの基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議する審議会です。

緑の里親制度

個人やグループが身近な公園や街路樹の植え込みに草花を植えて街並みをきれいにするボランティア活動です。届け出・登録後に、公園みどり課と活動場所を協議・選定し、その場所に草花を植え、自主管理を行っていただく制度です。

【や】

遊水地

洪水の際に一時的に河川の水をあふれさせ貯留するための治水施設として設ける区域です。

【ら】

緑被率

市域面積に占める緑被地の面積割合を示しており、緑被地には、空中写真をもとに抽出した樹木地(樹林、林、果樹林、庭園、公園の樹林など)、農耕地(水田、畑など)、自然草地(河川の自然草地、海浜植生、砂浜など)、人工草地(ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇など)、水面(池、河川、調整池など)を含んでいます。なお、「神奈川みどり計画」における緑被率についても、上空から見たみどりで覆われている土地の、県土面積に対する比率を示しますが、ここに含めるみどりの種類については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」における緑被地の内容と一致しない場合があります。